

[事案 29-273] 新契約無効等請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が説明した内容の不備等を理由として、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 7 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人の説明で、生命保険でありながら、保険料の払込みと払込保険料の引出しが柔軟にできる商品であると間違った理解をして契約をしたので、錯誤がある。
- (2) 上記保険料の引出しとは契約者貸付であり、利息付き融資であるとは契約時に説明されなかった。募集人は、契約者にとって不利益となる事実をきちんと説明しておらず、消費者契約法第 4 条第 2 項に違反している。
- (3) 募集人は、自分が個人年金保険の保険料年間 100 万円を妻に贈与していることを知りながら、年間約 229 万円の保険料を 13 年間支払わなければならない契約の勧誘をした。この勧誘は、自分の収入・資産、家族の加入状況を考慮したものとは到底いえず、保険会社の勧誘方針に違反している。
- (4) 募集人に、自在に前倒し払込みができたり、必要資金の引出しもできるので「人生保険」とも言える商品だと伝えたが、募集人は自分の誤解を正す説明をしなかった。これは保険会社の勧誘方針に違反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払込保険料からの引出しが可能であると誤解を招くような説明を募集人が行った事実はないし、募集資料にも誤解を招くような記載はない。
- (2) 契約者貸付について、特段質問がなければ募集人に説明する義務はない。そもそも、契約者貸付の細かい内容については、契約についての重要な要素とはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明や勧誘方法に不適切な点があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。